

連邦量刑ガイドライン

- (1) 犯罪の予防、または発見のための**規準と手続の規定**
- (2) (A) 組織を支配する権限を有するもの(取締役会など)は、法令遵守と企業倫理プログラムの内容と運用を熟知し、また運用と効果を確認すること。
 - (B) 組織の上級幹部の者が、その組織はこのガイドラインに沿って、効果的な法令遵守と企業倫理プログラムを持っていることを確実にする。特定の上級幹部の者が、**法令遵守と企業倫理プログラムの総合的な責任者**として任命されていること。
 - (C) その責任者は、法令遵守と企業倫理プログラムの日々の運用責任を負う。その責任者は定期的に、また適切に、組織の上級幹部、執行役、または事業部長などに報告すること。またその責任者は、運用責任を果たすために、予算、適切な権限、取締役会などに直接コンタクトをとる機会を与えられなくてはならない。
- (3) 組織は、犯罪、その他法令遵守と企業倫理に反する行為に関与した者が、組織の実質的な権限を与えられることのないよう、合理的な努力をすること。
- (4) (A) 組織は、法令遵守と企業倫理プログラムに関する従業員の役割と責任に関する情報伝達の実質的な手順と方法により、定期的に周知する合理的なステップをとらなければならない。**全役職員に法令遵守規準や手続に関する情報を効果的に周知徹底**すること
 - (B) 上記(A)は、上級幹部、執行役、事業部長、従業員に対して行い、適切な場合はエージェントに対しても行う。
- (5) 組織は次の合理的なステップを踏まなければならない。
 - (A) **モニタリングと監査**によって、法令遵守と企業倫理プログラムを確かなものにする。
 - (B) 法令遵守と企業倫理プログラムの効果を**定期的に評価**する。
 - (C) 従業員またはエージェントが、実際の犯罪またはその可能性について通報するシステムで、**通報者に報復などが及ぶおそれのない、匿名または秘密保持のためのメカニズム**を有したものを持つこと。
- (6) 法令遵守と企業倫理プログラムは、それが機能するためのインセンティブを有し、そして違反した者および法令違反を発見できなかった者に対する処分を規定し、継続的な強制力をもたせること。
- (7) 犯罪が発見されたとき、組織は適切に処置し、また違反行為の再発防止のために**法令遵守と企業倫理プログラムを修正**するなどの適切な措置をとること。

(1)文書化(可視化)、(2)(3)組織・権限の明確化、(4)従業員の教育・訓練、(5)(A)および(B)監査、(5)(C)内部通報、さらに(7)継続的改善

➡ 罰金額が400%~5%の間で変動 (例えば400億~5億円の幅)